

令和4年 教育委員会第16回定例会（秘密会） 会議録

日 時 令和4年9月27日（火）

午後4時25分～午後4時40分

場 所 教育委員会室

議事日程

第 2 協議

【指導課】

令和5年度使用 特別支援学級用教科用図書一部変更の採択

出席委員（5名）

教育長	堀米 孝尚
教育長職務代理者	金丸 精孝
教育委員	長崎 夢地
教育委員	俣野 幸昭
教育委員	佐藤 祐子

出席職員（12名）

子ども部長	亀割 岳彦
教育担当部長	佐藤 尚久
子ども総務課長	大谷 由佳
教育政策担当課長	原水 珠代
副参事（特命担当）	大塚 光夫
子ども支援課長	湯浅 誠
子育て推進課長	小阿瀬 広道
児童・家庭支援センター所長	吉田 啓司
子ども施設課長	赤海 研亮
学務課長	大塚 立志
指導課長	山本 真
主任指導主事	田中 博

欠席委員（0名）

欠席職員（0名）

書記（2名）

総務係長	江口 友規
総務主査	高橋 祐樹

堀米教育長 | では、再開します。

◎日程第2 協議

指導課

(1) 令和5年度使用 特別支援学級用教科用図書一部変更の採択

堀米教育長 | 日程第2、協議事項に入ります。
令和5年度使用特別支援学級用教科用図書一部変更の採択につきまして、指導課長、説明をお願いします。

指導課長 | 指導課長です。
それでは、令和5年度使用特別支援学級教科用図書採択の一部変更採択につきまして、説明を申し上げます。

資料は、04-1から04-9までとなります。ご確認、お願いいたします。

特別支援学級で使用する教科書として、令和5年度使用千代田区立学校特別支援学級教科用図書については、8月23日に実施されました第14回教育委員会定例会においてご採択いただいております。しかしながら、その後の調査において、ご採択いただきました教科用図書のうち、一部、教科用図書が既に絶版となっており、供給不可との事実が判明いたしました。

したがって、義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律施行令第14条2項により、供給不可とされる教科用図書について、一部変更とする教科用図書の選定について、ご協議いただくものでございます。

この採択の一部変更に関する根拠法令といたしましては、先ほども申し上げたとおり、義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法令施行令第14条2項「9月1日以後において新たに教科用図書を採択する必要があるときは、速やかに教科用図書の採択を行わなければならない」を基にしております。

特別支援学級の教科用図書の採択につきましては、特別支援学級設置校の校長からの申請によるものとされております。今回の一部変更につきましては、小学校における教科用図書でございますので、本区におきましては、富士見小学校と千代田小学校の校長が児童の個別指導計画に基づき、選定を行っております。

この後、詳しくは、主任指導主事から資料を基にご報告を申し上げます。よろしくお願いいたします。

堀米教育長 | はい。主任指導主事。

主任指導主事 | 主任指導主事です。

まず、8月にもご説明させていただいたところの繰り返しにはなりますが、特別支援学級用の教科用図書採択制度につきまして、簡単にご説明申し上げます。

資料3、千代田区立学校特別支援学級用教科用図書採択に関わる基本方針をご覧ください。

1の採択方法でございます。特別支援学級の教科用図書は、原則として、通常の学級において使用する教科書を使用するというようになっておりますが、また、学校教育法附則第9条の規定によります教科用図書の採択に当たりましては、特別支援学級設置校の校長の申請によるものとなっております。

3の採択の原則に示しておりますとおり、学校教育法附則第9条の定めにより、特別支援学級においては、検定教科書または文部科学省著作教科書を使用することが原則ですが、児童・生徒の障害の種類や程度、能力、特性から判断し、これらの教科書を使用することが適当でない場合、これに替わる適切な一般図書を使用することができると定められております。このことから、特別支援学級用の一般図書を第9条本、第9条図書という言い方をしております。

続きまして、資料1でございます。こちらは、1-1と1-2、こちらの2つにこの採択の原則に従いまして、特別支援学級設置校校長より提出されました選定についての申請文書を示してございます。これをもちまして、各校の選定結果が事務局に届けられております。この結果をまとめたものが、こちら、令和5年度使用特別支援学級教科用図書の一部変更選定結果（小学校）でございます。

なお、今回の選定を含めた令和5年度使用特別支援学級用教科用図書選定結果一覧、こちらになります。これは、前回、ご採択を頂いたものも全て含めた上でのものということで示させていただいております。

青で囲ってあるところが供給不能ということが判明している場所、黄色で示してあるところが、今回、先ほども示させていただいたところで、新たに選定された教科書ということになってございます。

各設置校から提出されました選定結果につきまして、引き続きご説明をさせていただきます。

今回、絶版が確認できましたのは、種目、図工、発行者、さ・え・ら書房、図書名「小学校のたのしい工作教室2」でございます。これに替わるものとして、設置校でございます富士見小学校、千代田小学校から、一般図書、先ほど申し上げましたところの第9条本を使用するという申請でございます。そこで出されているのが、種目、図工、発行者、さ・え・ら書房、図書名としましては、「たのしい工作教室木のぞうけい教室」になってございます。

今年度の各学年の在籍状況につきましては、資料4に記載していただいております。今年度の児童・生徒の個別指導計画に基づき、特別支援学級の教科書を申請しているという形になります。

児童・生徒によっては、その実態に応じて、通常の学級における交流及び共同学習を実施するため、特別支援学級で採択すべきものではなく、通常の学級で採択された教科書を供給し、使用する児童・生徒も人数としては入っているというところは、申し述べさせていただきます。

選定理由につきましては、資料2-1で富士見小学校、資料2-2で千代田小学校からのそれぞれの選定した理由をお示ししておりますので、こちらもご覧ください。

今回、協議を頂いた後、次回、採択を頂きますが、そこで採択いただき次第、採択結果を東京都教育委員会に報告してまいります。

特別支援学級用教科用図書の選定についてのご説明は以上です。

堀米教育長
主任指導主事
堀米教育長
主任指導主事

はい。この一覧の中では、供給不可のやつも両方入っていますよね。

はい。

この辺をちょっと説明してください。

基本的に、前回、ご採択いただいたものの内容として、教科用図書にふさわしくない、不備があるということの結果ではないという判断でございますので、こちらについては、名前は残したまま、供給が不可能であるということが判明したということで、ここには残させていただいた上で、今回、追加で学校のほうから選定した教科書を挙げさせていただくという形を取らせていただきました。

堀米教育長
主任指導主事
堀米教育長

ということで、2つ載っているということですね。

はい。

はい。今日は、協議ですので、何か。この間もお話しましたが、ご質問がありましたら。

金丸委員
主任指導主事
堀米教育長

両方、どちらを取ってもいいよというのではない。実際には、「小学校の楽しい工作教室2」が入手できないから、事実上、買っていないのだという理解でいいわけですね。

おっしゃるとおりでございます。

ほかにございますか。

よろしいでしょうか。

(なし)

堀米教育長
堀米教育長

では、この整理で1つ、これは採択ということになりますので、よろしくお願ひします。

ありがとうございます。

以上をもちまして、本日の教育委員会は閉会とします。ありがとうございました。